

第6回山口県公文書管理条例検討会概要

1 開催日時 令和5年1月12日（木） 14:00～15:40

2 場 所 山口図書館2階第1研修室

3 出席者 伊藤委員、沖本委員、尾崎委員、高橋委員（勢一委員欠席）
事務局10人

4 議 題

- (1) パブリック・コメントで提出された意見への対応について
- (2) 特定歴史公文書の写しの交付に係る手数料について（案）
- (3) 現用文書の管理状況について
（学事文書課執務室及び地下書庫の状況を撮影した動画を視聴）
- (4) 文書館における文書の管理状況について
（文書館閲覧室、書庫を視察）

5 委員からの主な意見

- デジタル化が期待されている状況であり、特定歴史公文書も電子申請システムを活用した利用請求ができるよう検討してもらいたい。
- 特定歴史公文書の写しが必要な場合、現状は閲覧する際に利用者自身のカメラで撮影することが可能であるため、条例施行後も閲覧して利用者自身のカメラで撮影することが可能であることを説明したほうがよい。
- 現状は原課の申し出に基づいて地下書庫で保存する文書を決めることになっているが、条例施行後は事務局が原課に赴き、原課が保有する文書について「地下書庫で保存したほうがよいのでは」と助言するような対応をすることも検討してもらいたい。
- 重要な文書が確実に文書館に移管されるよう、文書の選別基準を明確化し、研修等で職員に周知していくことが大切である。
- 現に管理している文書を早めに選別して利用者に提供できるような体制づくりをすることが大切だと思う。
- 公文書管理制度を条例化し、継続的に発展させていくためには、インフラをよりふさわしい形に強化していくことが重要。人員、設備等について予算等を確保して対応していけば、素晴らしい文化財が山口県に残っていくのではないかと思う。